

2025年11月14日

青森県知事
宮下 宗一郎 殿

核のゴミから未来を守る青森県民の会
共同代表 阿部 一久
奥村 榮
古村 一雄

むつ中間貯蔵施設（リサイクル燃料貯蔵（株））の
使用済核燃料搬入に対する抗議と要請について

去る10月27日、28日にむつ中間貯蔵施設に新潟県にある東京電力（株）柏崎刈羽原発から、昨年9月26日以来2度目の使用済核燃料が搬入されました。

同燃料は、去る7月7日に東京電力（株）等が知事に報告した「中長期搬入・搬出計画」（以下、中長期計画）によれば、2064年頃から2074年11月までの間に、六ヶ所再処理工場に搬出され、再処理されるとのことであります。

しかし、東京電力（株）の原発は老朽化し、2064年以降の運転計画が存在しないため、プルトニウム利用が無いことから、再処理する必要はなく、六ヶ所再処理工場に搬出されずむつ中間貯蔵施設に長期貯蔵されるか、あるいは同工場に搬出されても同工場で長期貯蔵される可能性が極めて高いものであります。

使用済核燃料は再処理されなければ、高レベル放射性廃棄物として10万年余の間管理しなければならず、この度の搬入は、青森県下北半島に核のゴミを増やすことになります。

当県民の会は、これまでむつ中間貯蔵施設設計画中止を訴えて参りましたが、先に示した核のゴミが増える等の不安と、問題点が何一つ解決されていない中でのこの度の搬入は、これから青森県を担う次世代に負の遺産と長期間に渡り困難を押し付けることになるため、強く抗議し、下記により要請します。

記

（1）中長期計画について、むつ市民、県民対象に国、事業者、知事出席の説明会の開催。

（2）中長期計画で、むつ中間貯蔵施設から六ヶ所再処理工場に2064年頃から2074年11月までに搬出とあるが、その時点で東京電力（株）及び日本原電（株）の原発運転計画が存在しないため、再処理の必要はなく、むつ中間貯蔵施設から搬出されない可能性が高いと考えるが、事業者の認識と県の見解を説明されたい。

- (3) 六ヶ所再処理工場は、建設着工して 32 年経過しても本格操業できない工場であり、同工場が 2090 年代初頭以降も安全に安定的に操業できないと考えるが、知事の見解を説明されたい。
- (4) 知事は令和 7 年（ 2025 年） 10 月 7 日付、当県民の会の公開質問状回答で「年々確実性を高め整合性が取れるように取り組むよう求めた」とあるが、知事が考える不確実性及び整合性が取れていない内容について説明されたい。
- (5) また、「中長期計画を様々な変動要因、不確実性がある中、今後更に検討を重ねる」とあるが、変動要因及び不確実性の具体的な内容について説明されたい。
- (6) 中長期計画に変動要因、不確実性があり、整合性が取れなくても知事は、むつ中間貯蔵施設から 50 年以内に搬出されると考えているのか説明されたい。
- (7) 今回の搬入にあたり、事業者から事前連絡があった際に、県として 50 年以内に搬出され、六ヶ所再処理工場で再処理されるとの確約が得られていないため搬入を拒否すると伝えるべきであったと考えるが、拒否しなかった理由について説明されたい。

以上

事務局 「核のゴミから未来を守る青森県民の会」
青森県八戸市根城 9 丁目 19-9 浅石法律事務所内
0178-47-2321
メールアドレス miraiomamoru.kenminnokai@gmail.com